十一　この表に掲げる学部以外の学部に係る基幹教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める⑵の表において同じ。）。

十二　学部等連係課程実施基本組織における基幹教員数は、当該学部等連係課程実施基本組織を一学科で組織する学部とみなしてこの表の中欄から算出される基幹教員数とする。

⑵　専門職学科に係るもの

学部の種類	一学科で組織する場合の基幹教員数			二以上の学科（専門職学科を含む。）で組織する場合の一学科の収容定員並びに基幹教員数		
	収容定員	基幹教員数	基幹教員	収容定員	基幹教員数	基幹教員
［略］						

備考

一　収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき基幹教員三人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。

二　この表に定める基幹教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する基幹教員とする。

三　二以上の学科で組織する学部における基幹教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は⑴の表の下欄から算出される基幹教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される基幹教員数とする。

ロ　医学又は歯学に関する学部に係る基幹教員数

学部の種類 ＼ 収容定員	収容定員三六〇人までの場合の基幹教員数	収容定員四八〇人までの場合の基幹教員数	収容定員六〇〇人までの場合の基幹教員数	収容定員七二〇人までの場合の基幹教員数	収容定員八四〇人までの場合の基幹教員数	収容定員九六〇人までの場合の基幹教員数
［略］						

備考

一　この表に定める医学に関する学部に係る基幹教員数のうち教授、准教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。

二　この表に定める歯学に関する学部に係る基幹教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。

十一　この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める⑵の表において同じ。）。

十二　学部等連係課程実施基本組織における教員数は、当該学部等連係課程実施基本組織を一学科で組織する学部とみなしてこの表の中欄から算出される教員数とする。

⑵　専門職学科に係るもの

学部の種類	一学科で組織する場合の専任教員数			二以上の学科（専門職学科を含む。）で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数		
	収容定員	専任教員数	専任教員	収容定員	専任教員数	専任教員
［同上］						

備考

一　収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

二　この表に定める教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する専任教員とする。

三　二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は⑴の表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。

ロ　医学又は歯学に関する学部に係る専任教員数

学部の種類 ＼ 収容定員	収容定員三六〇人までの場合の専任教員数	収容定員四八〇人までの場合の専任教員数	収容定員六〇〇人までの場合の専任教員数	収容定員七二〇人までの場合の専任教員数	収容定員八四〇人までの場合の専任教員数	収容定員九六〇人までの場合の専任教員数
［同上］						

備考

一　この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、准教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。

二　この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。